

(郵便入札)

入札書

和泉市長 あて

金	額		億		百万			千			円

内訳

①端末導入初期費用	円
②システム利用料等月額費用	円

件名 和泉市キャッシュレス決済端末導入業務委託

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱、実施要項等の入札関係資料、財務規則及び関係法令を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和7年6月25日

商号又は名称

代表者名 (印)

(入札の無効)
和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第8条各号に該当する入札は無効とする。

(留意事項)
(1)消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税額相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
(2)入札金額は1月あたりの金額を記載すること。
(3)①端末導入初期費用については、導入に係る経費の合計金額(税抜き)を48か月で除した金額を記入すること。
なお、その金額が提案限度額(税抜き16,657円)を超過する場合は無効となります。
(4)②システム利用料等月額費用はPOS機能アプリ等の利用料を含むこと。ただし、決済手数料は含めないこと。
なお、その金額が提案限度額(税抜き30,500円)を超過する場合は無効となります。
(5)①端末導入初期費用と②システム利用料等月額費用の合計額が入札金額と一致しない場合は無効となります。
(6)金額の頭には¥マークをつけること。
(7)消せないインクの筆記用具等で記入すること。